

[再公示] 本件は 12 月 18 日 公示しましたが選定に到らなかったため再公示します。

公示番号：19a01028

国 名：北米・中南米地域

担当部署：地球環境部防災グループ防災ニチーム

案 件 名：中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2 終了時評価調査(評価分析)
(エルサルバドル・ホンジュラス)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析 (エルサルバドル・ホンジュラス)
- (2) 格 付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年2月下旬から2020年7月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.00M/M、現地 1.53M/M、合計 2.53M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
10日	46日	10日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月12日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかると競争手続き)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年2月25日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点

④その他学位、資格等

16点
(計100点)

類似業務	各種評価調査。なお、防災分野の技術協力プロジェクトに係る各種評価調査の経験を有することが望ましい
対象国／類似地域	中南米地域／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

中米地域では、地震、風水害、土砂災害、火山災害など共通した自然災害のリスクを抱え、これら自然災害による人的・経済的損害が同地域の開発にとって大きな阻害要因となっている。かかる状況に対処するため、中米 6 カ国は、災害に強い社会を共に築くことを目的として、1993 年に中米統合機構(SICA)傘下の防災専門機関として中米防災調整センター(CEPREDENAC)の枠組みを創設した。1998 年に中米地域に甚大な被害をもたらしたハリケーン「ミッチ」の後、中米 6 カ国は、災害に強い社会づくりへの決意を新たに「グアテマラ宣言」を発表し、これを受けて中米防災 5 ヶ年計画(2000-2004)を策定した。現在は、これを更新した「中米総合防災計画(2014-2019)(PRRD: Plan Regional de Reducción de Desastres)が実施されている。同計画においては、持続的な開発に向けた防災投資、社会の脆弱性の縮減、災害管理と回復など5つの柱が掲げられている。また、2010 年には、SICA 加盟国のサミットにより、中米総合防災政策(PCGIR: Política Centroamericana Gestión Integral de Riesgo de Desastres)もまとめられ、コミュニティ防災の強化が位置づけられている。

このような背景の下、中米各国は 2005 年、我が国に対して、コミュニティレベルの防災能力向上を目的とした「中米広域防災能力向上プロジェクト」(以下、「フェーズ 1 プロジェクト」)の要請を行い、2007 年 5 月から 2012 年 5 月までフェーズ 1 プロジェクトが実施され、各国防災機関、CEPREDENAC 事務局(SE-CEPREDENAC)の連携強化が進められたほか、パイロット・コミュニティでの防災活動を通じて住民啓発と住民向けの防災活動マニュアル作りが行われた。その後、これらの成果の組織的定着を図るため、SE-CEPREDENAC 及び各国防災機関より、「中米広域防災能力向上プロジェクト・フェーズ 2」の要請がなされ 2014 年 12 月から対象 6 ヶ国(コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ)の防災機関と JICA 事務所との間で討議議事録(Record of Discussion: R/D)を署名し、2015 年 7 月の長期専門家の派遣開始により 5 年間のプロジェクトを開始した。

2018 年 2 月、3 月には中間レビューをエルサルバドル以外の 5 ヶ国(エルサルバドルにおいては 10 月)にて実施した。レビュー結果では妥当性、効率性、持続性については全体的に高評価となったが、有効性及びインパクトについては PDM 及び PO の指標が明確でないことから評価不能という結果となり、各国において PDM 及び PO の指標見直しを通じ、プロジェクト達成目標の明確化が進められ、昨年ホンジュラスで行われた第三回広域 JCC で

の確認後、各国において、これに基づいた活動が進んでいる。また、日本側プロジェクト実施体制も 2018 年 6 月より順次変更を行い、現在は SE-CEPREDENAC にプロジェクト全体を総括するチーフアドバイザー長期専門家を、6 カ国の各機関に成果発現責任者であるプロジェクトマネジメントコーディネーター(PMC)長期専門家を配置している。グアテマラ、ニカラグアの PMC は防災専門家も兼ねており、それぞれコスタリカ、ホンジュラスを兼轄している。エルサルバドルにおいては PMC が防災専門家も担い、パナマにおいては整理された PDM 及び PO に沿って、PMC、コンサルタントチーム、カウンターパートから成るプロジェクトチームで活動を進めている。

今回実施する終了時評価調査は、2020 年 6 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果、プロジェクト実施体制を確認・評価するとともに、今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）並びに日本側プロジェクト運営実施体制を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

本業務は、評価分析（プロジェクト全体評価・コスタリカ・グアテマラ）並びに評価分析（パナマ・ニカラグア）団員と協力して実施する。

本業務とは別に、プロジェクト側では事業完了報告書（Project Completion Report (PCR)）の作成が行われ、PCR においてプロジェクトの評価が行われる。プロジェクト関係者は事業評価に精通していないため、本業務では、各国で行われるこれら PCR 作成について、評価の技術的側面からのアドバイスを行う。また、PCR を正式なプロジェクト評価として取り扱うことから、混乱を避けるため本業務では 5 項目評価における「高い」「中程度」「低い」といった評定は行わず、事実関係の確認とヒアリングに基づいた分析のみを行う。

PCR 作成はプロジェクト関係者による評価であることに対し、本業務は外部の視点から本事業の振り返りを行い、JICA としての教訓を抽出することを目的としているため、先方カウンターパートとの合同評価チームは組織しない方針とする。そのため、評価報告書については先方とは合意せず、先方へは「参考資料」として現地業務期間の終わりに示すこととする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2020 年 2 月下旬～3 月中旬）

- ① 既存の文献、報告書等（中間レビュー報告書、事業進捗報告書、業務完了報告書ドラフト、各種会議議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目と、上位目標達成に必要と考えられる具体的プロセス（ソフト面、ハード面）も意識したデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家（長

期専門家／コンサルタント専門家)、C/P 機関、事務所関係者に対する質問票 (和文・英文) を提案する。

④ 対処方針会議等の派遣前の JICA との打合せに参加する。

(2) 現地業務期間 1 (評価国 1) (2020 年 3 月中旬～4 月上旬) / 現地業務期間 2 (評価国 2) (2020 年 4 月中旬～5 月上旬)

① JICA 事務所等との打合せに参加する。

② プロジェクト関係者 (事務所、プロジェクト長期専門家、コンサルタント専門家、実施機関) に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。

③ 事前にプロジェクト関係者に配布した質問票を回収、整理するとともにヒアリング等を行い、プロジェクト実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。ヒアリング結果は議事録としてまとめ、逐次 JICA 関係者へ共有する。

④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。

⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、担当分野のプロジェクト終了時評価結果概要表 (案) (英文) の取りまとめに協力する。

⑥ 調査結果や他団員からのコメント等を踏まえた上で、担当分野のプロジェクト終了時評価結果概要表 (案) (英文) の最終化に協力する。

⑦ 現地調査結果の JICA 事務所、プロジェクト専門家、コンサルタント専門家、及び実施機関への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 1 (2020 年 4 月上旬～4 月中旬) / 帰国後整理期間 2 (2020 年 5 月上旬～6 月上旬)

① 担当分野のプロジェクト終了時評価結果要約表 (案) (和文) を提案する。

② 担当分野のプロジェクト終了時評価報告書 (英文・和文) を提案する。

③ 帰国報告会に出席する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 評価グリッド(案) (和文・英文)

(2) 質問票 (案) (和文・英文)

(3) プロジェクト終了時評価結果概要表 (和文・英文)

(4) プロジェクト終了時評価報告書 (和文・英文)

2020 年 6 月 15 日までに電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、第一回現地渡航：日本～エルサルバドル～日本／第二回現地渡航：日本～ホンジュラス～日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間1は2020年3月15日～2020年4月6日、現地調査期間2は2020年4月19日～2020年5月11日を予定しています。現地調査期間1、2においてJICA職員等が1か国目及び2か国目の最後3日ずつほど現地渡航する予定です。今後、日程が変更になる可能性があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 協力企画 (JICA)
- イ) 評価分析 (プロジェクト全体評価・コスタリカ・グアテマラ)
- ウ) 評価分析 (パナマ・ニカラグア)
- エ) 評価分析 (エルサルバドル・ホンジュラス) (本コンサルタント)

③便宜供与内容

JICA事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は、以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

日・西、もしくは英・西の通訳備上予定。

※翻訳業務については、JICA が必要に応じ通訳業者に別途依頼します。

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部防災グループ防災第二チーム (TEL:03-5226-9581) で配布します。

- ・ 中間レビュー報告書
- ・ プロジェクトPDM (最新版)
- ・ プロジェクト進捗報告書 (最新版ドラフト本文)

②本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。

- ・ 中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2 事業事前評価表

- (https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1200297_1_s.pdf)
- ・ 中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2 プロジェクトページ
(https://www.jica.go.jp/project/all_c_america/004/index.html)
 - ・ 中米広域防災能力向上プロジェクト (BOSAI) 中間レビュー調査報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000253679>)
 - ・ 中米広域防災能力向上プロジェクト (BOSAI) 終了時評価報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000004513>)
 - ・ 中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査ファイナル・レポート
(<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000016982>)
- ③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ) 提供依頼メール：
- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。
- 「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 西語圏途上国における業務経験を有することが望ましい。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上